
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **「リース会計基準」及び「リース適用指針」の改正案**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、現在審議中の①企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び②移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正並びに③金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（以下「予想信用損失適用指針」という。）（以下①から③を合わせて「金融商品会計基準等」という。）の制定が、次の項目に与える影響を検討することを目的としている。

(1) 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）

(2) 企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）

以下、(1) と (2) を合わせて「リース会計基準等」という。

II. これまでの経緯

2. 今回の減損プロジェクトにおいては、リースにより生じた債権は、金融商品と考えられる（リース会計基準 BC57 項）ため、予想信用損失の適用対象であることを明確化するとともに、予想信用損失の算定と整合させるため、予想信用損失を控除する対象となる価額はリース会計基準に基づいて算定された価額であることを金融商品会計基準の本文において定めていることとしている。
3. 一方、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、金融商品的な性格を有すると考えられる（リース会計基準 BC57 項）が、金融商品そのものではないため、金融商品会計基準の本文において定めを設けないこととしている。

4. この点、第 536 回企業会計基準委員会等¹において、リース債権及びリース投資資産に関する予想信用損失の定めの対象についての金融商品会計基準等への取入れの方向性について検討を行った際、リース投資資産の取扱いについて次の意見が聞かれた。

(1) リース投資資産について金融商品会計基準の本文に記載しないという事務局提案について、リース債権とリース投資資産とで減損の定めの対象となる旨を記載する会計基準が異なる点に分かりにくいという意見が想定される。この点、リース投資資産についても金融商品会計基準に記載する、又はリース債権及びリース投資資産の両方が減損の定めの対象となる旨をリース会計基準に記載するなど、会計基準の利用者にとっての理解し易さを考慮して会計基準の開発を進めて頂きたい。

5. また、建設協力金は、貸付金に類似した金融資産であることから、予想信用損失の算定対象とすることが考えられる一方、第 528 回企業会計基準委員会等²では、敷金及び将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）については、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行うまでの間は、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲することを提案し、特段の異論は聞かれなかった。
6. 次項以降では、本資料第 4 項に記載したリース投資資産の取扱いに関する文案について検討するとともに、前項に記載した建設協力金、敷金及び将来返還される差入預託保証金の取扱いに関する文案をお示しする。

III. ASBJ 事務局による分析及び提案

(リース投資資産の取扱い)

7. リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、金融商品会計基準における債権には該当しないが、金融商品的な性格を有すると考えられる（リース会計基準 BC57 項参照）ため、債権そのものではなく、債権に準ずるものとして取り扱うとしている。このため、金融商品会計基準の本文では定

¹ 第 536 回企業会計基準委員会（2024 年 11 月 18 日開催）及び第 228 回金融商品専門委員会（2024 年 11 月 12 日開催）を合わせて「第 536 回企業会計基準委員会等」という。

² 第 528 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 20 日開催）及び第 220 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 12 日開催）を合わせて「第 528 回企業会計基準委員会等」という。

めを設けず、リース投資資産はリースにより生じた債権の定めに基づいて会計処理を行うとする旨を結論の背景に記載することが考えられる。

8. さらに、本資料第4項の意見を踏まえ、金融商品会計基準の結論の背景に加え、リース会計基準等の結論の背景においても、リース投資資産はリースにより生じた債権の定めに基づいて会計処理を行うとする旨を記載することが考えられる。
9. この場合、リース投資資産に関して、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額として算定することができるとする定め（金融商品会計基準の改正案第28-5項(2)）について、リースにより生じた債権に基づいて適用できると考えられる。この点についても、リース会計基準等の結論の背景に記載することが考えられる。
10. 以上を踏まえ、リース会計基準を本資料別紙1（HPでは非公表）のとおり改正することが考えられる。
11. なお、金融商品会計基準の改正案における関連する定めは次のとおりである。

金融商品会計基準改正案の定め

会計基準

V. 予想信用損失の算定

1. 予想信用損失の算定方法

28-5. 第28項及び第28-2項にかかわらず、以下について、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額として算定することをそれぞれ独立して選択できる。

（中略）

（2）リースにより生じた債権

さらに、リースにより生じた債権については、ファイナンス・リースに係る債権とオペレーティング・リースに係る債権の区分で選択することができる。

結論の背景

IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等

1. 債 権

68-4. この他、20XX年改正会計基準においては、リースにより生じた債権の貸借対照表価額について、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）に基づいて算定された価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額と定めている。リースにより生じた債権は、金融商品と考えられる（リース会計基準BC57項）ため、予想信用損失の適用対象であることを本会計基準で明確化するとともに、予想信用損失の算定と整合させるため、予想信用損失を控除する対象となる価額はリース会計基準に基づいて算定された価額であることを定めている（第14項第3段落参照）。

また、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、20XX年改正会計基準に含めなかったが、金融商品的な性格を有すると考えられるため、20XX年改正会計基準のリースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行う。

（建設協力金、敷金及び将来返還される差入預託保証金）

12. 本資料第5項に記載のとおり、建設協力金は、貸付金に類似した金融資産であることから、予想信用損失モデルの対象とすることが考えられる。このため、建設協力金について、リース適用指針において、貸付金と同様に、予想信用損失の金額に基づいて算定された貸倒引当金を設定する旨を記載することが考えられる。
13. 一方、敷金及び将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）については、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行うまでの間は現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲するとされた。このため、リース適用指針において、金融商品会計基準第14項にかかわらず、回収不能見込額に基づいて算定された貸倒引当金を設定する旨を定めるとともに、結論の背景においてその考え方を説明することが考えられる。
14. 以上を踏まえ、リース適用指針の本文及び結論の背景を本資料別紙2（HPでは非公表）のとおり改正することが考えられる。

（ASBJ事務局からの提案）

15. 本資料第7項から前項までの分析を踏まえ、リース会計基準等を本資料別紙1（HPでは非公表）及び別紙2（HPでは非公表）のとおり改正することが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

ASBJ 事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上